

令和4年度海外旅行会社等と連携したインバウンド誘客促進委託業務 業務仕様書

1 業務の目的

世界の海外旅行者数は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行を受けて激減していたが、その後、世界的にワクチン接種が進展し、感染者数は一定落ち着きを見せている。現在では、国や地域によっては入国制限を完全に撤廃しており、世界全体として海外旅行は回復基調にある。

日本においては、令和4年6月以降、観光目的での入国の再開や、入国者上限数の段階的引き上げなど、徐々に入国制限の緩和が進んでいる。このような状況の中、海外からの観光客を確実に本県に取り込み、県内観光産業の支援につなげていくためには、様々な手法により現地の旅行会社に対し、商品造成の働きかけを強化するとともに、県内の魅力ある観光情報を現地へ発信する必要がある。

本業務においては、本県がインバウンド誘客に注力している台湾、タイ及びシンガポールから旅行会社等を招請し、市場のニーズに合わせたファムトリップを実施するとともに、フランス現地において旅行会社向けセミナーを開催することにより、重点市場からの外国人旅行者の増加につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月22日（水）まで

3 ターゲット市場

台湾、タイ、シンガポール、フランス

4 業務内容

(1) 海外旅行会社等の招請

本県の旅行商品造成に意欲があり、販売力がある台湾、タイ及びシンガポールで訪日旅行を取り扱う現地旅行会社等を対象としたファムトリップを実施し、三重県内の宿泊を含む旅行商品の造成を行うとともに、招請した海外旅行会社での販売を働きかけること。

ただし、被招請者やファムトリップの行程、アンケートの内容の詳細は、提案をふまえて県と協議のうえ決定する。

なお、シンガポール市場においては、FITが多い市場であることから、1社1名以内でメディア（TV、雑誌等）を含むことを可とする。その場合は、必ず現地メディアで三重県の観光情報を発信することを条件とする。

ア 被招請者の選定

- ・台湾、タイ及びシンガポールからの誘客に強みを有する現地旅行会社等について、各国・地域から2社（2名）以上、合計で6社（6名）以上を選定し、旅行商品や三重県の観光情報の発信を企画・造成できる責任者等を招請すること。

イ ファムトリップの実施

- ・受託者が受入責任者となり、被招請者を対象に、3泊4日又は4泊5日程度のファムトリップを企画・実施すること。また、被招請者の滞在期間中は、国や県などの感染症対策を踏まえ、感染防止に十分留意すること。
- ・ファムトリップに必要な交通手段（専用車等）、宿泊、食事等を手配する際、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した手配を行うこと。
- ・被招請者が日本語により意思疎通が十分にできない場合は、視察先の説明が十分にできる通訳案内士を配置すること。
- ・ターゲット層が宿泊する候補となる宿泊施設のインスペクションを行程に含めること。
- ・ファムトリップには受託者が全行程に同行し、行程管理等を行うこと。

ウ アンケートの実施

- ・ファムトリップの行程及び各訪問先等の評価、意見等を把握するためのアンケートを実施し、結果を取りまとめて三重県に提出すること。また、結果については各訪問先等にフィードバックを行うこと。
（※アンケートの項目・内容は事前に三重県と協議して決定するものとする。）

エ アフターフォロー等による働きかけ

- ・招請した海外旅行会社に対し、下記の〈旅行商品の条件〉に合致する旅行商品の造成を促し、OTAや海外旅行会社のウェブサイト、店頭等での販売を働きかけること。

〈旅行商品の条件〉

- 三重県を日本国内における主な目的地の一つとし、県内で2泊以上すること。
- 県内の宿泊施設及び観光施設等については、「みえ安心おもてなし施設認証」制度の認証を受けている事業者とすること。

オ 留意事項

- ・ファムトリップの実施にあたっては、新型コロナ感染症の拡大防止対策を徹底したうえで実施すること。

(2) フランス現地セミナーの実施

フランス現地において、三重ならではの魅力ある自然や歴史・文化、体験コンテンツ等の観光情報を提供し、三重県への誘客を促すため、現地旅行会社等を対象に、下記の〈実施要領〉に沿ったセミナー（1回）を企画し、運営、進行管理等を実施すること。

ただし、実施内容の詳細は、提案をふまえ県と協議のうえ決定する。

〈実施要領〉

- 実施期間：令和5年2月まで

- 開催時間：現地時間において17時以降で3時間程度
- 開催場所：パリ市内
- 対象：訪日旅行会社及び日本への路線を有する航空会社、現地メディア等
- 参加人数：20社（20名）程度

ア 企画書の作成

- ・セミナーの実施日時、参加者、構成や演出等を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

イ 会場の手配

- ・セミナーを開催するため、パリ市内のレストラン等、集客やPRに効果的な会場を手配すること。
- ・会場内のレイアウトは、セミナーが円滑に行えるように配置すること。

ウ 運営及び管理

- ・プログラム、会場レイアウト、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等を作成すること。
- ・司会、受付等の運営スタッフ、備品（パソコン、プロジェクター、カメラ等）等の手配を行うこと。なお、司会及びプレゼンテーションは、フランス語のネイティブ・スピーカーが実施すること。
- ・セミナーで使用するプレゼンテーション資料を作成すること。
- ・三重の食材や料理の提供等、三重県への送客意欲を喚起する演出を行うこと。

エ アンケートの実施

- ・セミナー参加者に対し、セミナーの評価や改善点等を把握するためのアンケートを実施し、結果を取りまとめて三重県に提出すること。

オ その他

- ・ポスター、パンフレット等をセミナー前日までに会場に配送すること。発送物は三重県が30kgを限度に取りまとめることとし、日本からセミナー会場までの輸送・搬入などの必要な手続きを行うこと。
- ・セミナーに参加する三重県職員1名分の航空券を手配すること。なお、航空便については、中部国際空港または関西国際空港を発着とすること。
- ・セミナー終了後、現地旅行会社・メディア等から三重県の観光情報等にかかる問合せ等があった場合、三重県と調整のうえ、情報提供等の対応を行うこと。

カ 留意事項

- ・フランス現地における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための制限措置等に基づき、感染防止対策を徹底したうえで実施すること。

5 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書2部提出すること。また、報告書及び制作した資料等の電子データも提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ア ファムトリップの結果
- イ 海外旅行会社における旅行商品の造成・販売への働きかけにかかる結果
- ウ フランス現地セミナーの結果
- エ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和5年3月22日(水)

(3) 提出先 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の実情を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面

により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

- サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - （ア）成果品を侵害のないものに改変すること。
 - （イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

（7）留意事項

- ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- イ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - （ア）断固として不当介入を拒否すること。
 - （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - （ウ）委託者に報告すること。
 - （エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。
- エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上